

7. 教職員（コンプライアンス）

学校法人津田塾大学コンプライアンス推進規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人津田塾大学（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、本法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「役職員」とは、本法人の役員、専任教員（特任、客員を含む）、非常勤講師、専任職員（特任、嘱託を含む）、パートタイマー職員、非常勤職員、本法人に派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき本法人においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）をいう。

2 この規程における「部局等」とは、各研究科、各学部、各研究所、各センター及び事務局をいう。

3 この規程において「コンプライアンス」とは、役職員が、確固たる倫理観をもって本法人の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に本法人の業務を遂行するため、法令及び寄附行為その他の本法人の諸規程を遵守することをいう。

4 「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものとする。

5 「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、本法人が文章により定めた規範を含むものとする。

（最高管理責任者）

第3条 本法人におけるコンプライアンス推進の最高管理責任者（以下「最高責任者」という。）は、理事長とする。

2 最高責任者は、すべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスに関わる役職員への研修、教育及び啓発活動を継続して実施する等により、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

3 最高責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

（統括管理責任者）

第4条 本学に、最高責任者を補佐し、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、代表業務執行理事をもって充てる。

3 統括管理責任者は、第1項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、研究活動上の不正行為防止等を推進する部署及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局等に、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関し指揮監督を行わせるため、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、業務執行理事、研究科委員長、学部長、研究所長、センター長、事務局長とする。

（役職員の責務）

第6条 役職員は、本法人の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役職員は、本法人の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは本法人の諸規程に違反す

7. 教職員（コンプライアンス）

る行為又はそのおそれがある行為(以下「コンプライアンス違反」という。)を行ってはならない。

(コンプライアンス推進委員会の設置)

第7条 最高責任者は、第3条に定める責務を果たすため、次に掲げる事項を審議するコンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- (1) コンプライアンスを推進し管理する体制を整備し、見直す基本方針を決定すること。
- (2) 不正行為の防止及び再発防止等に関わる役職員への研修、教育及び啓発計画を樹立し、実施すること。
- (3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。
- (4) コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策を樹立し、実行するための方策。
- (5) この規程を含むコンプライアンスに関する規程全体の運用状況を点検し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。

(6) その他コンプライアンスを推進するため、必要であるとして最高責任者から諮問された事項

2 コンプライアンス推進委員会の委員長は統括管理責任者とし、構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 統括管理責任者が指名する者

3 委員の任期は 1 年とし、任期満了までに特段の指名替えがない場合は再任されたものとみなす。

4 その他委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員会運営等細則において定める。

(他のコンプライアンス違反との関係)

第8条 コンプライアンス違反のうち、ハラスメント行為、個人情報情報の漏洩、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他の本規定以外の本法人の規程においてその対応が定められているコンプライアンス違反に関しては、当該規程に則って対応するものとする。

(相談・通報窓口)

第9条 役職員及び本法人の債権者その他の利害関係者は、本法人のコンプライアンスに関して相談し、又はコンプライアンス違反があると思料する場合には、本法人に、相談又は通報(以下「通報等」という。)することができる。

2 通報窓口、通報事実の調査及び通報者の保護等については、「学校法人津田塾大学公益通報規程」を準用する。

(懲戒処分等)

第10条 コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者に対しては、就業規則その他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。

2 本法人は、犯罪に該当する行為又は過料対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄庁への通告・報告を行うことができる。

(コンプライアンスのための教育)

第11条 本法人は、役職員に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的に実施するものとする。

(監査)

第12条 監事は、理事の業務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し、理事会に報告する。

2 内部監査室は、教職員の職務執行に関し、コンプライアンスの観点から内部監査し、監事及び統括管理責任者に報告する。

3 前2項の監査及び内部監査に関する規程は、別に定める。

7. 教職員（コンプライアンス）

（事務）

第 13 条 この規程に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第 14 条 研究活動上の不正行為及び通報処理は、津田塾大学研究活動上の不正行為の防止及び通報処理に関する規程による。

（改廃）

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

本規程は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。

本規程は、2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、2025 年（令和 7 年）10 月 1 日から改正、施行する。